

■ 消火器設置基準早見表 (消防法施行規則第6条・第7条・第8条)

			劇場、映画館、演芸場、観覧場	病院、診療所、助産所	公会堂、集会場 ※待合、料理店 ※飲食店	小・中・高等学校、高専、大学、 各種学校等	複合用途 防火対象 物	消防法第 一条六項 に規定す る舟	消防法第 二条第六 項に規定 する車両	
			キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等		百貨店、マーケット、物品販売店舗、展示場 旅館、ホテル、宿泊所等	図書館、博物館、美術館等				
			遊技場、ダンスホール		寄宿舎、下宿、共同住宅					
			性風俗関連特殊営業店舗等		入院施設を有しない診療所、 入所施設を有しない助産所 老人デイサービスセンター、老人福祉センター、更生施設、 保育所、児童養護施設、身体障害者福祉センター	車両の停車場、船舶、航空機の発着場				
			カラオケボックス、漫画喫茶、 テレフォンクラブ、個室ビデオ等		幼稚園、特別支援学校 蒸気浴場、熱気浴場等					
			地下街		その他の公衆浴場	神社、寺院、教会等				
			準地下街		工場、作業場 映画スタジオ、テレビスタジオ 自動車車庫、駐車場					
			重要文化財等の建造物		飛行機等の格納庫	前各項に該当しない事業場				
						倉庫				
消火器設置の 必要な防火対象物	延べ面積		延べ面積の如何に関わらず全部		150㎡以上	300㎡以上	当該用途 の基準に よる	総トン数 5トン以上 の舟で推 進機関を 有するもの	鉄道営業 法、軌道 法もしくは 道路運送 車両法又は これらに基 づく命令の 規定により 消火器具を 設置することと される車両	
	上記以外	地階、無窓階又は 3階以上	延べ面積の如何に関わらず全部		50㎡以上					
	少量危険物		危険物の指定数量の1/5以上指定数量未満							
	指定可燃物		指定可燃物のそれぞれの単位数量以上							
算定基準	基本設置（建築物その他の工作物）	一般のもの	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{延べ面積又は床面積}}{50\text{㎡}}$	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{延べ面積又は床面積}}{100\text{㎡}}$	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{延べ面積又は床面積}}{200\text{㎡}}$	1) 適応する消火器を設ける。(令別表第2) 2) 各階毎に設置する。 3) 防火対象物の各部分から歩行距離20m以下となるように配置する。(大型消火器の場合は30m以下) 4) 簡易消火用具は能力単位の合計数が2以上の場合1/3まで。(消火器は2/3以上必要) 5) 軽減規定 ①大型消火器を設置した場合は、その有効範囲内の部分についてその適応性の同一の小型消火器の能力単位の数値の合計数を1/2まで軽減できる。 ②消火栓、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、又は粉末消火設備を設置した場合は、その有効範囲内の部分について、それと適応性が同一の場合、能力単位の数値の合計数の1/3まで軽減できる。(11階以上の部分に設置するものを除く) ③特殊消火設備を設置した場合は、その有効範囲内の部分についてそれと適応性が同一の大型消火器を設置しないことができる。 6) 制限規定 地下階、無窓階その他の場所で、換気について有効な開口部の面積が床面積の30分の1以下で、床面積が20㎡以下の地階、無窓階又は居室には、二酸化炭素消火器、ハロン1011・ハロン2042・ハロン1211消火器を設置してはならない。				
		主要構造部が耐火構造で且内装制限したもの	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{延べ面積又は床面積}}{100\text{㎡}}$	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{延べ面積又は床面積}}{200\text{㎡}}$	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{延べ面積又は床面積}}{400\text{㎡}}$					
	附加設置	少量危険物	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{少量危険物の数量}}{\text{危険物の指定数量}}$							
		指定可燃物	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{指定可燃物の数量}}{\text{指定可燃物の単位数量} \times 50}$ (但し単位数量の500倍以上の場合は大型消火器を設置する)							
		防火対象物内の必要な	電気設備	電気設備のある場所の床面積100㎡以下毎に1個以上設けること						
		多量の火気使用場所	能力単位の数値の合計数 ≧ $\frac{\text{当該場所の床面積}}{25\text{㎡}}$							

※火を使用する設備又は器具(防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く)を設けた場合は、延べ面積の如何に関わらず消火器設置が必要。

■ 大型消火器の設置基準

- ①消防法施行規則第7条
防火対象物又はその部分で、指定可燃物を「危険物の規制に関する政令」別表第四で定める数量の500倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの
②危険物の規制に関する政令第20条、同規則第29～第36条

■ 第4種消火設備早見表 (危険物関係法令)

対象運送物品	適 応 範 囲	設 備 基 準	備 考
製一般取扱所	1. 高引火点危険物を100℃未満の温度で取り扱うもの…延べ面積600㎡以上1000㎡未満 2. 前1. 以外で下記のもの ①指定数量の10倍以上の危険物(72条の危険物を除く)を取り扱うもの ②延べ面積が600㎡以上 ③特例が適用される一般取扱所 ア. 吹付塗装作業等 イ. 焼入れ作業等 ウ. ボイラー・バーナー等で危険物を消毒 エ. 油圧装置(潤滑油循環装置)を設置	指定数量の30倍未満のもの 同 上 同 上 指定数量の50倍未満のもの	第4種の消火設備をその放射能力範囲が建築物、工作物及び危険物を包含する数 規則34条1項1号 規則34条1項1号 規則34条1項1号 規則28条の55第2項 規則28条の56第2項、第3項 規則28条の57第2項、第3項 規則28条の60第2項、第3項
屋内貯蔵所	1. 第2類又は第4類の危険物(引火性個体及び引火点が70度未満の危険物を除く)を貯蔵し、又は取り扱うもの…指定数量以上 2. 特定屋内貯蔵所…指定数量以上 3. 上記1以外の屋内貯蔵所…指定数量の10倍以上(72条危険物及び高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く)。 4. 延べ面積が150㎡を超えるもの 5. 一般防火対象物に設けられるもの(防火区画されているものに限る)…指定数量の20倍以下	同 上	規則10条2項 規則34条1項2号 規則34条1項2号 規則16条の2の3 2項 規則34条1項2号 規則34条1項2号 規則34条1項2号
屋外タンク貯蔵所 屋内タンク貯蔵所	高引火点危険物のみを100度未満の温度で貯蔵し、又は取り扱うもの(第6類の危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く)。 液表面積 40㎡未満 高さ 6m 未満 地中・海中タンク } 指定数量100倍未満 個体の危険物	第4種の消火設備を1個以上	政令20条1項2号 規則34条1項3号及び2項2号
屋外貯蔵所	1. 塊状の硫黄等を地盤面に設けた囲い内で貯蔵し、又は取り扱うもの…面積5㎡以上100㎡未満 2. その他(高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く)	第4種の消火設備をその放射能力範囲が建築物、工作物及び危険物を包含する数	政令20条1項2号 規則34条1項4号及び2項1号
給油取扱所	一方のみが開放されている屋内給油所のうち、上部に上階を有するもの、以外のもの	同 上	政令20条1項2号 規則34条1項4号の2
第2種販売取扱所	指定数量の15倍を超え40倍以下のもの	同 上	政令20条1項2号 規則34条1項5号及び2項の1

(注) ○各部分から一つの消火器に至る歩行距離が30m以下となるように設置(第1～第3種の消火設備と併設する場合を除く)
○設置基準には上記①②の他に自治体の火災予防条例があります。

■ 国土交通省の道路運送車両保安基準により、消火器を備えなければならない自動車

道路運送車両の保安基準によって以下の自動車には消火器を備えなければならないことになっています。また、備える消火器についても詳しく規定がありこれを満たしたものでなければなりません。

● ①～⑤までの車に積む消火器

対象運送物品	危険物										可燃物	高圧ガス	
火薬類	第一類		第二類		第三類		第四類		第五類	第六類	可燃性固体類及び可燃性液体類	その他の可燃性ガス	酸 素
	アルカリ金属の過酸化物又はこれを含むもの	その他のもの	鉄粉、金屬粉若しくはマグネシウム又はこれらはいずれかを含有するもの	引火性固体	その他のもの	禁水性物品以外のもの							
適応消火器													
霧状の消火液を放射する消火器で充填量が8リットル以上のもの	★	★		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
二酸化炭素を放射する消火器で充填量が3.2キログラム以上のもの				★				★			★		★
一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充填量が2リットル以上のもの				★				★			★		★
二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充填量が1リットル以上のもの				★				★			★		★
消射火粉		★		★	★			★		★	★	★	★
消射火粉			★	★	★			★		★	★	★	★
消射火粉		★		★	★	★		★			★		★

- ※★印は、対象運送物品の欄に掲げる消火器がそれぞれ適応するものであることを示す。
- ⑥～⑨までの車に積む消火器
- 一. 霧状の強火液を放出する消火器で充てん量が6L以上のもの
二. 炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が2.2kg以上のもの
三. 一塩化一臭化メタンを放出する消火器で充てん量が1L以上のもの
四. 二臭化四ふっ化エタンを放射する消火器で充てん量が0.4L以上のもの
五. 消火粉末を放射する消火器で充てん量が1.8kg以上のもの
- ①火薬類を運送する自動車(但し規定される数量以下のもの、被けん引自動車は除く)
②指定危険物に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車。(被けん引車を除く)
③告示で定める数量以上の可燃物を運送する自動車。(被けん引車を除く)
④150kg以上の高圧ガス(可燃性ガス及び酸素)を運送する自動車。(被けん引車を除く)
⑤前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引する、けん引自動車。
⑥放射性物質を運送する自動車。
⑦乗車定員11人以上の自動車。
⑧乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車。
⑨幼児専用車。

■ 一般高圧ガス及び液化石油ガス保安規則

		一 般 高 圧 ガ ス	液 化 石 油 ガ ス
消火設備の性能		粉末消火器は、可燃性又は動力車搭載のものであって、能力単位B-10以上のものであること。	
消火設備の設置	消火設備は、次の各号の基準により、可燃性ガス又は酸素の製造施設等に設置するものとする。 ■粉末消火器については、つぎに掲げる基準によるものであること。 (1) 貯槽以外の貯蔵設備、処理設備又は消費設備(容器置場を含む)、処理設備又は消費設備の中にある液化石油ガスの停滞量10トンにつき能力単位B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数は、能力単位B-10の消火器3個相当であること。 (2) 貯槽にあっては、防液堤を設置しているものについてはその周囲に歩行距離75m以下ごとに、その他のものについては貯槽の周囲の安全な場所に、能力単位B-10の消火器3個相当以上を設置すること。	消火設備は、つぎの各号の基準により、液化石油ガスの製造施設等に設置するものとする。 ■粉末消火器については、つぎに掲げる基準によるものであること。 (1) 貯槽以外の貯蔵設備(容器置場を含む)、処理設備又は消費設備の中にある液化石油ガスの停滞量10トンにつき能力単位B-10の粉末消火器1個相当以上のものを設置すること。この場合、最少設置数は、能力単位B-10の消火器3個(容器置場にあっては2個)相当であること。	

■液化石油ガス、可燃性高圧ガス及び酸素の充てん容器を車両に積載して移動する場合には消火器が必要になります。

■車両に固定した容器(タンクローリー)により移動する場合

移動するガス量による区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
1,000kgを超える場合	粉末消火剤	B-10以上	2個以上
150kgを超え1,000kg以下の場合	粉末消火剤	B-10以上	1個以上
150kg以下の場合	粉末消火剤	B-3以上	1個以上

● 高圧ガス保安法令関係例示基準資料より

ガスの区分	消火器の種類		備付け個数
	消火薬剤の種類	能力単位	
可燃性ガス・LPガス	粉末消火剤	B-10以上	車両の左右にそれぞれ1個以上。
酸 素	粉末消火剤	B-8以上	

●消火器具の種別と適応火災（消防法施行令第10条 別表第二（第十条関係））

[illegible]